

1の割合で含まれていること」, 「浸出水の比率は165分の1」との記載それ自体も, 真実であると認められる。

そうすると, 被告が意見・論評の前提として依拠した検査結果は, いずれも重要な部分において真実であると認めることができる。

- (5) そして, 前記1(5)アに認定したように, 一般的に, 地下水や流水中の塩化物イオン濃度や電気伝導率は一定の範囲内の値に納まるものであること, 地下水等から一般的に想定される値を超える電気伝導度や塩化物イオンが検出された場合には, 人為的汚染が疑われるという知見が存在することや, 長野県も検査結果を踏まえて, 原告に対し, 毎年のように電気伝導度や塩化物イオン濃度が高値であることを指摘しその原因究明を求めていることが認められ, これらの事実からすれば, 被告が, 前記検査結果から得られる地下水の電気伝導度及び塩化物イオン濃度, 臭素イオン濃度やフッ素イオンの検出などから, 本件書込①～④のような表現をもって意見・論評をしたことが, 原告に対する人身攻撃であるなど, 意見・論評の域を逸脱するものでないことは明らかである。

- 4 以上のとおり, 本件書込①～④は, 原告の社会的評価を低下させるものではあるが, 真実の前提事実に基づく意見・論評として許される範囲のものであり, 違法性を欠くと認められる。

したがって, その余の争点について判断するまでもなく, 原告の請求はいずれも理由がない。

#### 第4 結論

以上によれば, 原告の被告に対する請求は, いずれも理由がないからこれを棄却することとして, 主文のとおり判決する。

長野地方裁判所上田支部

裁判長裁判官 永 井 秀 明

裁判官 青 木 裕 史

裁判官 安 岡 美 香 子

| 日付                | 記述  | 番号 |
|-------------------|---|----|
| 平成25年<br>4月<br>3日 | 県による水質検査 <a href="http://strkoo.blogspot.com/2013/02/blog-p...">strkoo.blogspot.com/2013/02/blog-p...イーステージ処分場の検水井</a> で多量の塩化物イオンが観測され、その中に147分の1～200分の1の臭素イオンが含まれている。(浸出水での比率は165分の1)これはほとんど漏洩確定。県は不作為により逃げることはできない。 | ①  |
| 平成25年<br>4月<br>3日 | 県による水質検査 <a href="http://strkoo.blogspot.com/2013/02/blog-p...">strkoo.blogspot.com/2013/02/blog-p...イーステージ処分場の検水井</a> で多量の塩化物イオンが観測され、その中に150分の1～200分の1の臭素イオンが含まれている。(浸出水での比率は165分の1)これはほとんど漏洩確定。県は不作為により逃げることはできない。 | ②  |
| 平成25年<br>4月<br>4日 | 県による水質検査 <a href="http://strkoo.blogspot.com/2013/02/blog-p...">strkoo.blogspot.com/2013/02/blog-p...イーステージ処分場の検水井</a> で多量の塩化物イオンが観測され、その中に147分の1～200分の1の臭素イオンが含まれている。(浸出水での比率は165分の1)これはほとんど漏洩確定。県は不作為により逃げることはできない。 | ③  |
| 平成25年<br>4月<br>4日 | 県による水質検査 <a href="http://strkoo.blogspot.com/2013/02/blog-p...">strkoo.blogspot.com/2013/02/blog-p...イーステージ処分場の検水井</a> で多量の塩化物イオンが観測され、その中に150分の1～200分の1の臭素イオンが含まれている。(浸出水での比率は165分の1)これはほとんど漏洩確定。県は不作為により逃げることはできない。 | ④  |